

# 基礎・境界ソサイエティメーリングリストに関する申し合わせ

(平成 25 年 4 月 12 日制定)  
(平成 26 年 11 月 25 日一部改正)  
(令和 2 年 4 月 30 日一部改正)

本申し合わせは、基礎・境界ソサイエティ（以下 ESS）のメーリングリスト（以下 ML）の運用について定めるものである。

## ● 対象 ML

ESS に所属している本会会員のうち、メールアドレスを登録しており、かつメールによる「本会からのお知らせ・案内の情報提供を要望した」会員のメールアドレスで構成される ML とする。

## ● 配信ポリシー

本 ML は ESS が公式に管理する ML という性格から、以下のコンテンツを配信可能とする。ただし、受信する会員から見て、メールが頻繁に配信されて迷惑メールとして扱われることのないように、配信内容および配信回数には十分注意する。

- (a) 学会事務局からのお知らせ
- (b) ESS 運営委員会からのお知らせ
- (c) 和文論文誌 A 分冊、英文論文誌 EA 分冊に関連する論文募集案内
- (d) ESS および ESS に属する研究専門委員会（サブソサイエティ・特別研究専門委員会を含む）が主催・共催（原則として協賛／後援を除く）する国際会議・国内会議などの案内
- (e) ESS 英文ニュースレター ESS-ENCE
- (f) 共同運営ソサイエティやシスターソサイエティ（以下 ESS 関連ソサイエティ）が提供する情報のうち、ESS が広報協力することを各ソサイエティと ESS との間で別途定めているもの
- (g) その他、ESS 会長が特に認めたもの

なお、ESS の研究専門委員会（サブソサイエティ・特別研究専門委員会を含む）が開催する研究会（第二種研究会、第三種研究会を含む）の開催案内などは、原則として ML で配信しない。また、ML によって配信された情報で Web に掲載が可能な内容は、原則として関係する Web に掲載する。

## ● 配信作業および手順

- (a) ML での情報提供希望者は、配信希望コンテンツを電子広報担当幹事へ送信する。
- (b) その内容が配信ポリシーに沿っている場合、電子広報担当幹事は ML での配信を事務局へ依頼し、事務局が ML で配信する。
- (c) 判断が難しい場合には、ESS 会長の判断を仰ぐ。

本 ML で情報を提供できるのは、ESS 会員および ESS 事務局に限定される。ただし、配信ポリシー(f)に関連して、ESS 関連ソサイエティの担当者は本 ML へ情報を提供可能とする。

- 改廃

本申し合わせの改廃は基礎・境界ソサイエティ運営委員会の議により行う。

- 実施

本申し合わせは、平成 25 年 4 月 12 日より実施する。

以上